

「エコカー（プラグインハイブリッド・電気自動車）」購入補助のご案内

薩摩川内市では、温室効果ガス排出量を低減することを目的に、プラグインハイブリッド自動車又は電気自動車の購入に対して補助を行います。ぜひ、ご利用ください。

※国（経済産業省が採択した補助事業者。以下「国採択事業者」）が実施する「クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金」を受けられた個人、法人等に対して、市が上乗せ補助するものです。（※平成28年度より、法人等も対象とし、補助額を拡充しました。）

○申請できる者（以下の4つすべてを満たしている者が申請できます）

- ① 初年度登録をしたプラグインハイブリッド自動車又は電気自動車を自ら使用する目的で購入された者（個人、法人等）。
- ② 国採択事業者が実施する「クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金」の補助金確定通知書を受領している者。
- ③ 電気自動車等を購入した日、補助金の交付申請の日に、市内に住所がある者。
- ④ 市税等を滞納していない者。

○対象製品

国採択事業者の補助の対象車両中、プラグインハイブリッド自動車又はリチウムイオン電池によって駆動する電動機を原動機とする電気自動車であって、乗車定員4人以上の初年度登録車両であること。

○補助額

国採択事業者の補助金交付確定通知書の金額の2分の1。（上限50万円）

（補助額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）

対象製品購入時に充電設備（国の補助対象外の設備）の設置を行った場合、5万円を上乗せします。

○必要書類 【チェックシートとしてご利用ください】

- 補助金交付申請書（第1号様式）
- 承諾書（調査等の実施に係る承諾）（第2号様式）
- 住民票（市補助金申請の3カ月以内に発行されたもの）
- 市税等滞納のない証明書（市補助金申請の1ヶ月以内に発行されたもの）
- *住民票・市税等滞納のない証明書を発行する際には窓口で公的身分証明書の提示が必要になります
- クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付申請書類一式の写し（国採択事業者に提出したもの）
- クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付決定兼確定通知書の写し
- 対象車両販売会社との契約書、注文書または請求書等いずれか1つ（本体価格が明示され、捺印があること）
- 対象車両のカラー写真（全体写真及び自動車登録番号または車両番号がわかるもの）
- 補助金請求書及び口座通帳写し

※同時に充電設備（国の補助対象外のもの）を設置した場合

- 充電設備の設置経費の内訳が明記されている工事請負契約書等の写し
- 設置工事前と工事後の現状がわかるカラー写真
- 設置に係る経費の領収書の写し
- 充電設備の内容が確認できる書類等

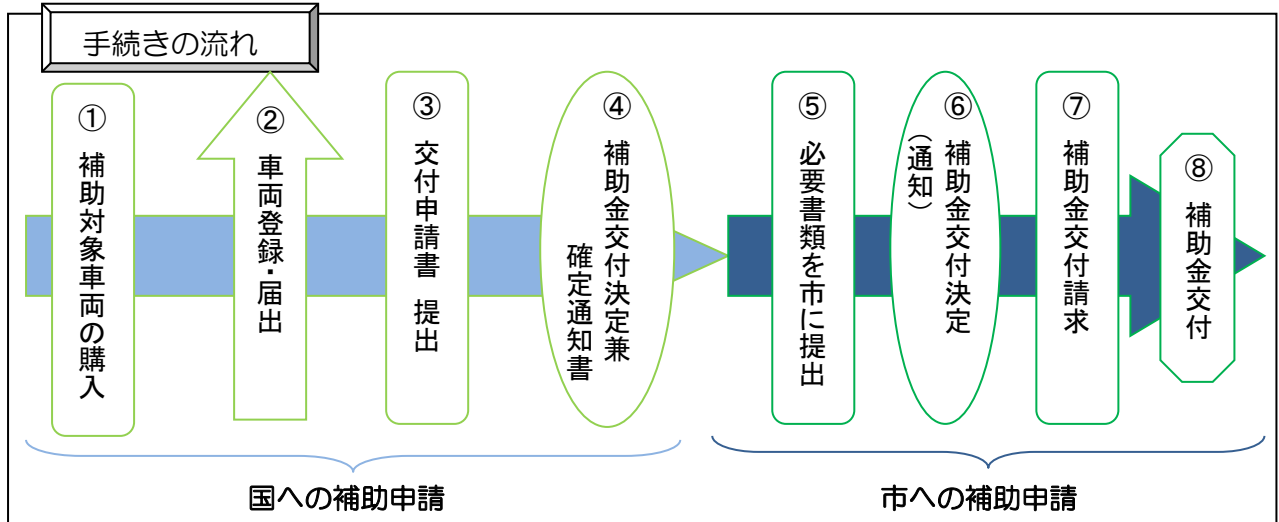
☆地球にやさしい環境整備事業補助金（令和2年4月～令和3年3月）

○補助台数

1人1台限り（法人等は年間1台）

○申請手続き

まずは国採択事業者への申請手続きを行ってください。手続き完了後、国採択事業者から受けた補助金交付確定通知書の写しを添付して、市への申請手続きが行えます。



○設置される方への注意事項

《申請について》

- ◆ 補助金交付申請の受付は、窓口でのみ行います。（郵送不可）
- ◆ 国採択事業者からの交付確定通知書の日付から、60日を過ぎると申請することができません。
- ◆ 当該年度3月31日までに申請してください。ただし、受付件数が予算に達した時点で、補助は終了となる場合があります。
- ◆ 書類に使用する印鑑は、同一のものを使用してください。（スタンプ印（シャチハタ等）不可）
- ◆ 市税等の滞納のない証明書は、本庁または各支所税務窓口で補助金交付申請書をご提示いただければ、無料で発行できます。

《申請後について》

- ◆ この補助金を利用して購入した自動車は、市長の承認がなければ、法定耐用年数（軽自動車：4年、軽自動車以外：6年）の期間内は処分・譲渡等することはできません。
- ◆ 補助金の交付を受けたご家庭には、電気自動車の使用状況、ご家庭での電気・ガス等のエネルギー使用量等の資料提供をお願いすることとしています。ご協力をお願いします。



【問合せ先】

薩摩川内市役所 本庁 次世代エネルギー課

TEL: 0996-23-5111

次世代エネルギーウェブサイト

<https://jisedai-energy-satsumasendai.jp/>

詳細・様式・記入例はウェブサイトをご覧ください。